

令和5年度第4回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 7月11日(火) 午後1時30分から午後3時35分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (22名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員			委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重利	一
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	
〃	9番	猪口実				
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和廣	隆
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷隆修	司
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤正	
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	

4. 欠席委員 (1名)

委員 20番 香川恵

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：9名)

邑美	有本知勝	河原町	藤田孝男
邑美	竹内七郎	用瀬町	池本和明
邑美	山根昌博	佐治町	田中豊美
せんだい	森尾一由	気高町	角田完
湖東	村上文夫		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	21号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	22号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	23号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	24号	非農地証明について
議案第	25号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	26号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第9号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和5年度第4回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号20番の香川委員から欠席の報告がありました。23名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号7番 建部委員、8番 川上委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号15番から21番までの7件ありますが、整理番号20番は取下げのため審議案件は6件となります。 整理番号15番は、賀露町西二丁目です。売買による所有権移転、 整理番号16番は、覚寺で売買による所有権移転、 整理番号17番は、河原町袋河原で贈与による所有権移転となっております。 整理番号18番の気高町睦逢の件につきましては、農地で営農を行いながら上部空間で工作物を設定する権利である地上権を設定し、太陽光発電設備を設置するものです。 地上権の設定の許可基準は、権利が設定される農地及び、その周辺農地への影響がないかどうかということになります。 5条申請の際に審議する内容と同じとなりますので、3条申請の審議の時ではなく、議案第23号の農地法第5条申請の審議の際に、3条申請も一括して審議をお願いします。 続きまして、 整理番号19番は、河原町水根で売買による所有権移転です。 整理番号21番は、河原町袋河原で贈与による所有権移転となります。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号15番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員	7月7日、事務局、川上委員、小松委員、村上、そして譲受人の5人で、現地にて話し合いを行いました。 譲渡人は、高齢で東京に在住で耕作出来ないということで、今回の売買の話が持ち上がりました。 譲受人は、農業経験が8年程あり、令和4年まで気高町で耕作されておられました。譲受人所有の農地はありません。 第3条の許可申請が承認されたら、きのこの栽培をされたいとのこととございます。 現在、荒れ地になっておりますが、許可が下りましたら、業者をお願いして令和6年3月までに畑地に戻したいとのことです。
議長	引き続きまして、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。

川 上 委 員	ただ今、推進委員が報告されたとおりであります。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号15番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号16番を審議します。担当推進委員が欠席のため事務局から報告をお願いします。
事 務 局	(担当農業委員の) 会長は、進行の役目がありますので、会長からの報告書を事務局で読ませていただきます。 譲受人は、同覚寺地内に農地を所有され水稻を栽培されておられます。 大型の農機具も所有されており、新たに取得される農地では、にんにくを栽培する予定です。 周辺農地における農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 以上のことから、許可することに問題ないと判断します。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号17番を審議します。担当推進委員は欠席のため、担当農業委員の岩永委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員	この件は、面積がほんのわずかなちよっとだけど、譲渡人から何とかしてくれと相談があり、譲受人にもらってもらえるように話をした次第です。 周りに迷惑をかけることはありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号17番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号18番は、5条申請のところを審議したいと思います。 それでは、整理番号19番を審議します。担当推進委員はお休みですので、担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員	譲渡人の生まれは山上でして、現在は佐貫の方に住んでいます。 遺産相続で譲渡人が所有され、今まで、山上の実家の方が管理しておられましたが、大阪の方に出られて空き家になっております。 譲渡人も80歳代で誰か譲りうけてくれる人はいないかということで、山上の方が買

		うことになりました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号19番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 続きまして整理番号21番を審議します。担当推進委員はお休みですので、そのまま担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。 (岩永委員退席)
猪口委員		譲受人が担当農業委員の岩永委員になりますので、私の方から報告します。 現在は、水稻を栽培しておりますが、譲受人が飼料のコーンを栽培される予定です。 営農上は、問題ないと判断しております。
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号3番と4番の2件でございます。 整理番号3番、申請地は上砂見、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号4番、申請地は河原町牛戸、転用目的は駐車場。農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。
議	長	整理番号3番を審議します。担当推進委員、森尾委員の報告をお願いします。
森尾委員		この案件は、農振除外の申請時に現地確認をさせていただいております。現地の状況は変わっていません。今ある墓地の隣接している他の方の3件は移転が済んでおり、猪による被害もあることから、移転されるそうです。関係機関とも調整され、問題ないということで、適切に処理されておりますので、許可をよろしくお願いいたします。
議	長	引き続き、担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員		報告のとおりで問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号4番を審議します。担当推進委員 藤田委員の報告をお願いします。
藤田委員		この案件は、先に農振除外されたものです。従業員等の駐車場にされるということで、7月3日に私と田淵委員、申請者と現地確認を行いました。申請者は、隣接地で会社を経営しております。自前の駐車場がないため、隣の民家の駐車場を借りている状況である中、4月からは林業にも事業拡大されております。社員が増員され、さらに会社

		の車も増えたことで、駐車場が不足しているので、申請することになったようです。他の農地に悪影響を与えることはありませんし、チェックシートに照らしてみても、特に問題ないと思います。
議 長		引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員		藤田委員が詳しく報告されましたので、問題ありません。道路について、依藤委員からの指摘で確認しましたが、県道から集落へ続く市道でありますので、問題ありません。
議 長		質疑・意見はございませんか。
依 藤 委 員		中山間や多面的の補助金をもらっていることになっているじゃないですか。
事 務 局		申請をする前から中山間および多面的には支障がないことを確認しており、今回の転用にも問題はありません。
依 藤 委 員		駐車場の面積が広すぎるのでは、個人では非常識。本当にこれだけ必要なのか。
田 淵 委 員		藤田委員からも報告がありましたが、申請者は隣で会社経営をされており、従業員数も増えております。従業員の車もですが、会社の社用車もありますし、林業も始めておられるので、その関係の重機も置くとのこと。また、このあたりの除雪もされることから除雪機もあります。農振除外の時に報告させていただきましたが、大きな車を動かそうとするとそれなりに余裕のある敷地が必要になるかと思っておりますので、その分も含めての面積となっております。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号10番から12番と一時転用3番の4件でございます。 整理番号10番は、申請地は西大路、転用目的は自治会公民館の移設、農地区分は74-2が第1種農地、79-1が第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号11番、申請地は用瀬町樟原、転用目的は駐車場、農地区分は第1種農地、許可根拠は既存施設の拡張です。 整理番号12番、申請地は国府町岡益、転用目的は資材置場、農地区分は第1種農地、許可根拠は既存施設の拡張です。 一時転用の整理番号3番、申請地は気高町睦逢、転用目的は営農型太陽光発電設備、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。
議 長		整理番号10番を審議します。担当推進委員 山根委員の報告をお願いします。
山 根 委 員		6月29日に下田委員、事務局、私、譲渡人の4名で現地確認を行いました。申請地は西大路の中央に位置しています。市道の拡幅および歩道を設置する工事に伴い公民館を移設する目的です。チェックシートに照らしても何ら問題なく、子どもたちの安全の

		ための工事でございますので、よろしくお願いいたします。
議 長		引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		山根委員が詳しく説明されましたので、今回は歩道改良工事に伴う公民館の移転ということでございますので、妥当と判断いたします。
議 長		質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号10番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号11番を審議します。担当推進委員 池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		6月28日に田渕委員、推進委員2名、事務局の4人で現地確認を行いました。前回の農振除外申請を認められております。駐車場の建設ということです。誘致企業で増設工事をされており、従業員を増やすと駐車場が必要ということです。前回も申し上げましたけど何ら問題はないと判断しております。
議 長		引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員		私の方からは、何も言うことはありません。
議 長		質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号11番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号12番を審議します。担当推進委員が欠席のようですので、担当農業委員 山田(準)委員の報告をお願いします。
山田(準)委員		この案件も先ほどの案件と同じく、農振除外を申請されたものであり、その転用が出てきたものです。7月6日に現地確認を行いました。広い面積ですけれども、申請者はコンクリート製品を作っておられまして、置場が相当量いるのと、景気が持ち直してきたので、広げて置場を持っておくということです。現在の製品置場となっている敷地に引き続きしている場所です。造成は徐々にする予定です。排水は傾斜をつけて用水路には入らないようにして、排水路側だけに流れるようお願いしました。会社側も排水路側に流すとのことです。また、設置してある猪や鹿対策のメッシュについては、農家の方でなく、会社側で移設するとのことです。進入路は、今ある敷地から入るようにするとのことです。チェックシートに照らし合わせても問題になる点はありません。
議 長		質問、意見はありませんか。
柳 田 委 員		会社は、どのような会社ですか。
山田(準)委員		コンクリートブロックが主な製品だと思いますが、いろんなコンクリート製品を製造されています。図面を見ていただいたらわかりますが、岡益の橋を渡ってすぐのところ

		に事務所があり、その周辺を製品置き場や駐車場となっており、事業量としては相当量あり、大きな会社になっています。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号12番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 一時転用の整理番号3番を審議します。同時に議案21号整理番号18番の営農型太陽光発電設備の地上権設定を同時に審議します。担当推進委員 角田委員の報告をお願いします。
角田委員		今月初めに、中村委員、事務局、私の4人で現地確認を行いました。この目的は、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用ということです。ここで農業をしている申請人は、この地域でシイタケ栽培をしております、この度、8,780㎡と広いですが、ここに太陽光パネルを設置し、その下でシイタケのほだ木を置くとのことですので、4年間でローテーションするとのこと。周辺農地の方からも同意を得ておりますので、問題ないかと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		角田委員の報告のとおり、営農型太陽光発電設備として、一時転用する場所は支柱の基礎部分のみで、パネルを上部に設置して、その下で原木シイタケを育てるということですので、何ら問題ないかと思います。
議	長	質問、意見はありませんか。
竹森委員		営農型発電設備ということですが、一時転用期間は10年と3年がありますが、どちらですか。
中村(精)委員		認定農家ではありませんので、3年です。
依藤委員		営農の経営状況をきちんと提示しないといけないがどうですか。
中村(精)委員		10年間の収支予定表が提出されています。しいたけ研究所のお墨付きもいただいております。この方は初めてシイタケを栽培されるのではなく、山の方で何年も栽培されておりますし、数年前にこの土地を購入されていますが、ここで追加してシイタケ栽培をされるとのことです。
依藤委員		3年後にはこの周辺の平均的な収入の8割にならないといけない。そのことを聞いている。
事務局		申請時に確認をさせていただいています。
議	長	営農型で栽培される時には、地域の平均的栽培の2割減までで栽培していこうという目標がありますので、事務局が確認しているということです。
依藤委員		そのことも報告してください。
事務局		平均的な地域単価は、1,000本当たり550キロとなっていますが、予定では、

	1, 000本当たり500キロと考えられており、3年後にも500キロは取れると見ておられます。先ほど議長が言われたように8割以上と見込んでいるので、今のところは問題ないと判断させていただいております。
依 藤 委 員	そういう説明があればわかるのですが、その説明が無く確認しただけなら、我々はわからないので、そういう説明もお願いします。
議 長	申請書の添付書類として、しいたけ研究所からも詳しいものが出ており、ここで成功したら、先進的事例になるのではないと期待もされているようですので、担当委員さんはこれからもしっかりと注視してください。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 議案21号整理番号18番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 議案第23号一時転用の整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第24号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号37番から49番までの全部で13件となります。市街化区域は38番、39番、42番、47番の4件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長	整理番号37番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員	申請地は、地図を見ていただいたらお分りの通りで、横に水田があり、水田に行くための通路として利用しておりまして、既にコンクリート舗装がしてあります。この周辺の川を改修したときにそのようになったのではないかと考えております。人為的潰廃地で転用の事実行から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号37番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号38番、39番を一括して審議します。事務局の報告をお願いします。
事 務 局	整理番号38番、こちらは市街化区域になります。申請地は田島で、現況といたしま

して、30年以上前から、建物敷地の一部として利用されているというものです。整理番号39番、こちらも市街化区域になります。申請地は田島で、現況といたしまして、30年以上前から、駐車場及び建物敷地の一部として利用されているというものです。こちらの2件とも人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号38番、39番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号40番、43番を一括して審議します。担当推進委員、田中(豊)委員の報告をお願いします。

田中(豊)委員 7月3日に農業委員と事務局、申請人と合計4名で現地確認をしました。申請地は20年以上前から耕作しておらず、現在は山林化しております。杉や雑木等が繁茂しております。チェックシートと照らし合わせてもなんら問題はないと思います。続きまして整理番号43番、同じく7月3日に現地確認しました。現況といたしましては、46年以前から耕作しておらず、現在は山林化してしております。孟宗竹がたくさん生えている状況です。チェックシートと照らし合わせてもなんら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号40番、43番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号41番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。

竹内委員 6月30日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地の現状は宅地で、昭和56年に保育所を建築し現在も保育所の敷地として利用しています。転用の事実から20年以上経過しており、チェックシートで確認し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します。承認することに問題ないと判断します。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号41番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号42番を審議します。事務局の報告をお願いします。

事務局 整理番号42番、こちらは市街化区域になります。申請地は国府町奥谷一丁目で2筆ございます。1筆目の現況といたしましては、50年以上前から建物があり、宅地として利用しているというものです。もう1筆は、平成16年新築の建物が現存している

が、建築以前から駐車場として利用していたというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号42番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号44番、45番、46番を一括して審議します。担当推進委員、田中(豊)委員の報告をお願いします。

田中(豊)委員 7月3日に農業委員と事務局、申請人と合計4名で現地確認をしました。整理番号44番、現況は50年以上前から耕作しておらず、現在は山林になっております。現地は杉が植林してありまして杉林でした。チェックシートと照らし合わせてもなんら問題はないと思います。続きまして整理番号45番、同じく7月3日に現地確認しました。現状は30年以上前から耕作しておらず、現在は山林になっており、現地は杉林になっております。チェックシートと照らし合わせてもなんら問題はありません。それから整理番号46番、現状は40年以上前から耕作しておらず、山林になっております。現地は孟宗竹や杉、雑木等が繁茂しており、チェックシートと照らし合わせてもなんら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号44番、45番、46番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号47番審議します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 整理番号47番、こちらは市街化区域になります。申請地は円護寺で2筆ございます。1筆目の現況といたしまして、昭和55年より以前に建物を建築していた。令和4年に大雨による破損があり、危険回避のため建物を解体し、現在は原野化しているというものです。もう1筆は、40年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しているというものです。長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地及び人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号47番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号48番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。

有本委員	7月4日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、自宅に隣接している畑でございますが、現在は小さい木が生えていたり、草が繁茂しており荒れている状態でした。ご審議、よろしくお願いします。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号48番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号49番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	6月28日に農業委員1名、推進委員2名、事務局1名の4名で現地確認をしました。申請地は、地図を見ていただくと分かりますが、国道と千代川に挟まれたところがあります。現状は竹林になっております。その畑に行こうかと思いましたが、獣道みたいなものしかありません。国道から見て全く耕作されていないのを確認し、非農地で問題ないと判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号49番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第24号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第25号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	鳥取市長から、令和5年7月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 89件、更新 52件、計 141件、面積は、田 413, 693㎡で、畑 168, 251㎡、その他が6, 512㎡となっており、計 588, 456㎡です 権利種別の内訳は、賃借権 127件、使用貸借による権利 14件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	議案第25号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 議案第25号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第26号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題としま

事務局	<p>す。事務局の説明をお願いします。</p> <p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 140,963㎡、畑 15,393㎡、樹園地（その他）1,707㎡、総計158,063㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 103件、使用貸借による権利 19件の合計 122件となっております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。 （質疑・意見なし）</p>
議長	<p>無いようですので、採決に移ります。 議案第26号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。 （異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について （2）農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について （3）農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について （4）農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について （5）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第4回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時35分</p>